

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度 佐賀県こどもアドボカシー調査・研究事業

2 目的

令和4年度の児童福祉法改正において、こどもの権利擁護に係るさまざまな取組が規定され、令和6年4月から施行されるが、うち意見表明支援事業(アドボカシー)について、試験的实施及び検証を通じて、効果的かつ佐賀県に適した制度を構築する。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 実施体制

統括責任者及び事務担当者(意見表明支援員のシフト決定、面談希望のとりまとめ等を行う者)を配置するなど、必要な体制を取ること。

5 業務内容

(1) 意見表明支援の試験的实施

下記①の者を一時保護所等に訪問させ、在籍するこどもの意見表明支援を実施すること。
なお、実施に係る関係機関との日程等の調整を含めて行うものとする。

① 意見聴取を担当する者(アドボケイト)について

ア 要件

以下の(ア)～(ウ)すべてを満たす者を手配すること。

(ア) 児童福祉士、社会福祉士、心理士、弁護士等の資格を有し、福祉や心理等こどもの意見を傾聴するために必要な一定のスキルを身に付けていること。

(イ) 児童相談所や児童福祉施設等において措置児童の処遇決定に関与する立場にないこと。

(ウ) こどもアドボカシー学会が実施する「子どもアドボケイト養成講座」のうち、「子どもアドボカシー基礎講座」以上を修了していること。

※現時点未受講の者は、10/23(月)から始まる長崎県開催のものを受講すること。

イ 参画するアドボケイトの人数 4人以上

② 訪問先及び実施回数

ア 一時保護所(中央児童相談所) 4回(週に1回程度)

イ 児童養護施設(県内1か所) 1回

③ 方法

・1回あたりアドボケイト2名

・こども1人対アドボケイト1人(今回は試験的实施につき、他方のアドボケイトの手が空いている場合、聴取に同席するものとする。)

④ 対象児童及び必須聴取事項

ア 一時保護所のこども 今後の措置に関すること

イ 児童養護施設のこども

- (f)措置されているこども 日常生活、職員の指導状況に関すること
- (g)一時保護委託のこども 今後の措置に関すること

⑤ 実施期間

1～2か月程度の連続する期間

⑥ 終期

2月中旬を目途に終了すること

⑦ その他

- ア 意見表明支援を行うにあたっては、説明資料等のツールを作成の上、対象となるこども、児相相談所の職員、施設職員等の関係者に本事業を説明する。
- イ 意見表明支援の実施については、原則対象施設において、前日までに面談を希望するこどもを対象とする。なお、面談希望は施設職員が確認を行うこととし、前日までに面談希望がなかった場合もアドボケイトは施設を訪問し、当日改めて希望を確認する。
- ウ こどもが面談の中で5（1）④に係る事項、その他気になる事項を表明した場合、児童の了解を得て、児童相談所の担当児童福祉司、一時保護所の指導員、施設の指導員等に内容を伝達の上、その後の児相、施設側の対応状況を確認すること。
- エ 総括責任者のもと、各アドボケイトが担当したケースについて振り返りを行う機会を設けること。

(2) 児童福祉審議会等による模擬調査審議への参画

令和6年度からは、上記（1）⑦エまでを実施した結果、下記の基準を基に県が必要と判断した場合、県（こども家庭課）は佐賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会（以下、「児童処遇部会」という。）に当該案件を諮り、調査審議及び意見の具申が行われる。

【児童処遇部会で調査審議を行う要件】

- ①こども本人が児童処遇部会における調査審議を希望する場合
- ②県が児童処遇部会における調査審議が必要と判断した場合

令和5年度については、県において模擬調査審議を2月中に1回実施するので、案件を整理して模擬事例の作成を行うとともに、当日の模擬調査審議に関係アドボケイトを参加させること。

(3) 意見表明支援の結果分析・報告書の作成

- ① 上記（1）で実施した一時保護所のこどもの意見表明支援の結果について分析を行い、令和6年度からの本格実施に向けた制度策定に関して県（こども家庭課等）と協議する場を設定すること。
- ② ①の分析結果について、報告書を作成し、令和6年3月中旬を目途に県に提出すること。

(4) アドボケイト候補者の研修受講

アドボケイト候補者について、以下により研修に参加の上、修了させること。

①受講させる講座

- ア 子どもアドボカシー基礎講座（10/23～長崎開催）
- イ 子どもアドボカシー専門講座（時期、開催者未定）
- ウ 子どもアドボカシー実践講座（3/3, 3/4, 3/31 佐賀県開催）

②受講させる者及び人数

下記ア、イ合わせて6人以上20人以下

ア 上記(1)①イに該当する者＝試験的实施に携わるアドボケイトの候補者 全員

イ 自団体に所属する専門職でア以外の者

6 事業予算

本業務に係る事業予算は、3,420千円以内とする。

7 事業計画及び事業報告等

(1) 事業計画

事業の実施に先立ち、実施体制やスケジュール、事業内容等を記載した事業計画書を委託者に提出すること。

なお、事業計画書に大きく変更が生じた場合は、その都度事業計画書を作成し、委託者に提出すること。

(2) 事業報告

関係機関への普及啓発活動、意見表明支援員養成研修、意見表明支援等本業務の実施状況について、令和6年3月31日までに委託者に報告すること。

なお、報告時期や様式等の詳細については、別途委託者と協議の上定めることとする。

8 留意事項

(1) 令和6年度以降の本格実施を見据えた提案とすること。

(2) 意見表明支援については、あくまでマイクの役割であり、アドボケイトがその場で解決しようとしめないこと。

(3) 改正児童福祉法及び国の調査報告資料等の内容を踏まえて実施すること。

(4) 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後においても同様とする。

(2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(3) 受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ委託者に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならない。

(4) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、第三者に業務（本業務により取得した情報を含む。）の引継ぎを行う必要が生じた場合と委託者が判断した場合には、委託者の指示を仰ぎながら、事前に必要な措置を講じるとともに、第三者に対して円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と委託者の協議によることとする。

(5) その他

ア 委託業務の内容については、最終的に、委託者と受託者が協議し決定する。

イ 受託者による第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。

ウ 業務の遂行に当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。

エ 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。

オ 委託業務完了後、又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書等の関係書類を提出すること。